**平成２５年（フ）第８号**
茨城県鹿嶋市高天原２丁目２番２号宮ハイツ106
債務者　宮崎　竜一
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２５年（フ）第９号**
茨城県神栖市波崎9606番地39
債務者　本城　友子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第３０９号**
茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋980番地６
債務者　高塚美奈子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第４０号**
千葉市美浜区高浜１丁目５番12棟109号
債務者　鈴木亜矢子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第４４号**
千葉県船橋市前原西１丁目37番４―301号
債務者　新井　隆之
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第５５号**
千葉市稲毛区千草台２丁目２番７棟404号
債務者　宮崎　正明
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第８５号**
千葉県船橋市駿河台１丁目６番22号栗原ホワイトハイツ101号
債務者　林　　茂男
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１２号**
千葉県習志野市実籾６丁目10番５号　コロニアル実籾第１―101号
債務者　仙石　誉昭
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１号**
富山県黒部市三日市77番地２　セジュール三日市Ｃ棟201号、旧住所富山市西荒屋100番地１　ラ・フォーレ南台Ａ棟103号
債務者　北村　直美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２５年（フ）第４号**
山梨県上野原市上野原1892番地
債務者　佐伯百合子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２５年（フ）第８号**
三重県名張市すずらん台西３番町127番地
債務者　丸瀬　利正
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２５年（フ）第１２号**
滋賀県東近江市妙法寺町1483番地、前住所滋賀県東近江市今代町337番地
債務者　森田　弥生
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第４９１号**
奈良市秋篠町1018番地の２　オークヒルズＥ－２号
債務者　中西　　泉
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第２７号**
奈良市菅原町506番地の６　菅原苑102号
債務者　吉田　良子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第２８号**
奈良市東九条町827番地15―405号
債務者　村畑美津子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１３５４号**
広島市安佐北区落合南９丁目９番14―102号エルディムウエダＡ
債務者　森本千賀子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３５号**
広島市安佐南区山本５丁目５番29―202号
債務者　平野　美勝
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部